

『毒物劇物取扱者 短期合格テキスト 第4版』お詫びと訂正のお知らせ

弊社出版物「毒物劇物取扱者 短期合格テキスト 第4版」をご購入いただきまして、誠にありがとうございます。
本書の内容に誤りがございました。この度はご迷惑をおかけ致しまして誠に申し訳ございません。訂正してお詫び申し上げます。

頁数等	内容		掲載日
9 ページ 第1章 2. 毒物劇物の禁止規定 ●特定毒物の禁止規定 [取締法第3条の2]	誤	1. 毒物若しくは劇物の製造業者又は学術研究のため特定毒物を製造し、若しくは使用することができる者として 都道府県知事^②の許可^④ を受けた者（以下「 特定毒物研究者 」という）でなければ、特定毒物を製造してはならない。	
	正	1. 毒物若しくは劇物の製造業者又は学術研究のため特定毒物を製造し、若しくは使用することができる者として その主たる研究所の所在地の都道府県知事^②の許可^④ を受けた者（以下「 特定毒物研究者 」という）でなければ、特定毒物を製造してはならない。	
22 ページ 第1章 7. 特定毒物研究者の許可と届出 ●特定毒物研究者の許可 [取締法第6条の2]	誤	1. 特定毒物研究者の許可を受けようとする者は、 都道府県知事^① に申請書を出さなければならない ^② 。	令和5年 9月12日
	正	1. 特定毒物研究者の許可を受けようとする者は、 その主たる研究所の所在地の都道府県知事^① に申請書を出さなければならない ^② 。	
22 ページ 第1章 7. 特定毒物研究者の許可と届出 ●特定毒物研究者による届け出 [取締法第10条]	誤	2. 特定毒物研究者は、次のいずれかに該当する場合には、 30日以内に、都道府県知事^① にその旨を届け出なければならない。	
	正	2. 特定毒物研究者は、次のいずれかに該当する場合には、 30日以内に、その主たる研究所の所在地の都道府県知事^① にその旨を届け出なければならない。	
60 ページ 第1章 22. 罰 則	誤	②施行規則第32条の2に定めるもの（12P参照）。 ③施行規則第32条の3に定めるもの（12P参照）。	令和6年 1月9日
	正	② 施行令 第32条の2に定めるもの（12P参照）。 ③ 施行令 第32条の3に定めるもの（12P参照）。	
170 ページ 第2章 25. 脂肪族化合物 ●カルボニル化合物 [アルデヒド]	誤	例 CH ₃ OH ⇌ HCHO → HCOOH メタノール ホルムアルデヒド ギ酸 CH ₃ CH ₂ OH ⇌ CH ₃ CHO → CH ₃ CHO エタノール アセトアルデヒド 酢酸	令和5年 11月2日
	正	例 CH ₃ OH ⇌ HCHO → HCOOH メタノール ホルムアルデヒド ギ酸 CH ₃ CH ₂ OH ⇌ CH ₃ CHO → CH ₃ COOH エタノール アセトアルデヒド 酢酸	
213 ページ 第3章 1. 毒物劇物の性状 ◆は行の劇物	誤	フルバリネート C ₂₆ H ₂₂ ClF ₃ N ₂ O ₃ ※ I (アイ)	令和5年 10月3日
	正	フルバリネート C ₂₆ H ₂₂ ClF ₃ N ₂ O ₃ ※ I (エル)	
218 ページ 第3章 1. 毒物劇物の性状 ◆ら行の劇物 硫酸 H ₂ SO ₄	誤	無色透明 、油状の 液体 。ただし、粗製のものはしばしば有機質が混じって、かすかに褐色を帯びていることがある。 燃性 で 強酸性 。	令和5年 9月25日
	正	無色透明 、油状の 液体 。ただし、粗製のものはしばしば有機質が混じって、かすかに褐色を帯びていることがある。 不燃性 で 強酸性 。	

